

公平第二課 標準文書保存期間基準(保存期間表)

R4.4.1

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル)	保存期間	保存期間満了時の措置
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯								
8 個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	① 立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・報告、提言	個人の権利義務	-	-	10年	移管
		② 立案の検討に関する調査研究文書(十の項)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング					
③ 意見公募手続文書(十の項)		・審査基準案・処分基準案 ・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由						
④ 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)		・審査基準案・処分基準案 ・行政指導指針案						
⑤ 行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書(十の項)		・標準処理期間案						
	(2) 行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書 その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)	・審査案 ・理由	許認可等		情報公開開示請求(令和○年度) 個人情報保護開示請求(令和○年度)	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	以下について移管(それ以外は廃棄。以下同じ。) ・国籍に関するもの

	(3) 行政手続法第2条第4号の不利益処分(以下「不利益処分」という。)に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	・処分案 ・理由			処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄
	(4) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① 不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)	・不服申立書 ・録取書	不服申立て	情報公開審査請求不服申立て(令和〇年度) 個人情報保護審査請求不服申立て(令和〇年度)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
② 審議会等文書(十四の項ロ)		・議事の記録 ・配付資料 ・意見					
③ 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ)		・弁明書 ・反論書 ・意見書					
④ 裁決書又は決定書(十四の項ニ)		・裁決・決定書					
	(5) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	① 訴訟の提起に関する文書(十五の項イ)	・訴状 ・期日呼出状	-	-	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
② 訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ)		・調査回報 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・証人等調書 ・書証					
③ 判決書又は和解調書(十五の項ハ)		・判決書 ・和解調書					
9 法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	① 立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・報告、提言	法人の権利義務		10年	移管
		② 立案の検討に関する調査研究文書(十の項)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング				
		③ 意見公募手続文書(十の項)	・審査基準案・処分基準案 ・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由				

	④ 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)	・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案
	⑤ 行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書(十の項)	・標準処理期間案
(2) 許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書 その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)	・審査案 ・理由
(3) 不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書 その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	・処分案 ・理由
(4) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① 不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)	・不服申立書 ・録取書
	② 審議会等文書(十四の項ロ)	・議事の記録 ・配付資料 ・意見
	③ 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ)	・弁明書 ・反論書 ・意見書
	④ 裁決書又は決定書(十四の項ニ)	・裁決・決定書

許認可等	情報公開開示請求(令和○年度)	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
-	-	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄
不服申立て	情報公開審査請求不服申立て(令和○年度)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの

	(5) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	① 訴訟の提起に関する文書(十五の項イ) ② 訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ) ③ 判決書又は和解調書(十五の項ハ)	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論 ・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書				訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
その他の事項									
17	文書の管理等に関する事項	(1)文書の管理等	① 行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書(三十の項) ② 取得した文書の管理を行うための帳簿(三十一の項) ③ 決裁文書の管理を行うための帳簿(三十二の項) ④ 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿(⑤に掲げるものを除く。(三十三の項)) ⑤ 第21第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録 ⑥ 行政文書の管理に関する文書	行政文書ファイル管理簿 行政文書ファイル管理簿 受付簿 決裁簿 移管・廃棄簿 廃棄の記録 廃棄の記録 移管・廃棄簿 集中管理引継票 当用文書指定届出 文書管理者間の引継の報告 レコードスケジュール、移管及び廃棄作業等の文書 自己点検及び行政文書管理状況監査の結果等	文書管理等	文書管理	行政文書ファイル管理簿(令和〇年度) 受付簿(令和〇年度) 決裁簿(令和〇年度) — — 行政文書の管理(令和〇年度)	常用(無期限) 5年 30年 20年 5年 5年	以下について移管 ・移管・廃棄簿 廃棄

			⑦ 行政文書の保存期間の設定に関する文書	・各局課室等の標準文書保存期間基準			第二課標準文書保存期間基準	常用(無期限)	
23	苦情の処理に関する事項	(1)不服申立ての事案に関する検討その他の重要な経緯	① 不服申立てに関する文書	・審査請求書	公平審査	不利益処分審査請求	令和〇年〇号指令13-〇 不利益処分審査請求事案資料 (令和〇年第〇号事案)	裁決又は決定の日に係る特定日以後30年	廃棄
				・補償審査申立書 ・行政措置要求書 ・給与審査申立書			(不)(写)令和〇年第〇号事案資料	3年	
			② 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・調書 ・証拠書類		災害補償審査申立て	令和〇年〇号指令13-〇 災害補償審査申立事案資料 (令和〇年第〇号事案)	裁決又は決定の日に係る特定日以後30年	
						行政措置要求	令和〇年〇号指令13-〇 行政措置要求事案資料 (令和〇年第〇号事案)		
		給与決定審査申立て	令和〇年〇号指令13-〇 給与決定審査申立事案資料 (令和〇年第〇号事案)						
		③ 判定書	・判定書 ・勧告書 ・決定書 ・指示指令書		-	-	20年	移管	
37	会計経理に関する事項	会議費、謝金、通信費等の支払い	支払いのための文書	・会議実施確認書 ・印刷仕様書 ・支出負担行為要求書 ・支払調書 ・経費伺	会計経理	支出	支出関係資料(令和〇年度)	5年	廃棄